

白石町立福富中学校部活動に係る方針

令和 5 年 4 月

1 はじめに

生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が学校教育の一環として、多様な形で最適に実施されるよう、「白石町立学校に係る『部活動の基本方針』」に則り、「白石町立福富中学校部活動に係る方針」（以下、「方針」とする。）を策定する。

2 体制の整備について

（１） 基本方針

ア 学校教育活動の一環として、生徒の健全な心身の育成をめざし、顧問及び指導者等のもとで行う。

イ 生徒相互の自主的な活動を通して、学校生活全般に意欲的に過ごす姿勢を育てる。

ウ 技能や技術の上達の向上を図り、競技力向上をめざすとともに、広くスポーツに親しみ、相手に対する礼儀やマナーを身に付けさせる。

エ 保護者との連携を図り、部活動を通して健全な生徒の育成に努める。

オ 安全に留意し、登下校にまで気を配り事故や災害の防止に努めるとともに、よりよい練習環境の保持に努める。

※下校時間については別表１に示す。

カ 部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

※部活動の設置は、別表２に示す。

キ 設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者（教員等、部活動指導員、外部指導者等とする。以下同じ。）を配置する。

（２） 指導計画

ア 方針に沿って、競技目標（実績）・活動目標（精神的・体力的な個人目標）を設定し、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作り、短期・長期的な見通しを持って運営に当たる。

イ 生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

ウ 原則として、町や地区の行事を最優先にする。

（３） 活動組織

ア 部活動運営について、校長を顧問部長とする顧問会議を定期的の実施し、部活動の運営に当たる。体育主任は、顧問会議を運営する。

イ 部活動を総括するキャプテン（主将）を各部毎に決め、顧問会議の決定のもとにキャプテン会議を持ち、各部間の問題の解決を図る。

ウ 各部活動では、準備・後片付けなど役割分担を効果的に配置し、自主的な活動がスムーズにできるよう配慮する。

エ 各部は、生徒達が自主的な運営や活動をするための組織を作り、役割を分担する。

(4) 活動時間

ア 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮し、各部の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた活動を設定する。

イ 別表1にしたがって各時期の練習時間を定め、安全に下校できるように配慮する。

なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症による事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。

ウ 上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会の場合は、保護者会の送迎協力を前提に、活動時間を延長することができる。

（事前に校長・教頭・顧問会議の了承を得る / 別紙様式で申請をする）

※別紙様式1、別紙様式2に示す。

エ 定期試験の前には活動を中止する。公式戦等で練習時間が必要であるときは、1時間を限度として、顧問会議で活動を認める。

※定期テストⅠ、Ⅲは3日前、定期テストⅡ、Ⅳは4日前から活動を中止する。

オ 勝利至上主義的な考え方から、生徒の発達段階を無視した指導内容にならないよう十分に配慮して指導に当たる。

カ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

毎週水曜日と、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会・試合等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

キ 以下を白石町立福富中学校における共通の「部活動休養日」とする。

(ア) 学校が定める部活動休止日

a 毎週水曜日

b 振替休日（ただし、大会前日を除く）

c 夏季休業中は土曜日または日曜日を含む週2回を休みとする。

(イ) 佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」・・・毎月第3日曜日

(ロ) 町教育委員会が定める定時退勤日

(ハ) 町教育委員会が定める「学校完全休業日」

3 その他

(1) 「白石町立学校に係る『部活動の基本方針』」に則り、毎年度、方針を策定し、

年間の活動計画とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 町教育委員会の「白石町立学校に係る『部活動の基本方針』」が変更される場合は、それを踏まえて改訂を行う。

(3) 部活動指導員・外部指導者が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させるように努める。

(4) 参加する大会等の見直し

ア 生徒の教育的意義、生徒及び顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

特に、週末に休養日が設定できるよう、2日間にわたる大会への参加が連続週にならないよう考慮する。

イ 県大会規模の大会等については年4回程度の参加を目安とする。

(5) 各部活動の用具は丁寧に扱い、毎日の活動の後には、必ず用具の点検や使った場所の掃除をする。特に学校・町の備品を部活動で使う場合には所定の場所に片付け、破損した場合には、相当の弁償をさせることがある。

(6) 休日、長期休業中の登下校に関しては、部活動で決められた服装もしくは、体操服・制服を着用すること。

(7) その他、各部で必要な取り決めについては、各部で検討し、顧問会議に報告する。

※ 顧問や指導者による体罰等の防止については、顧問会議（職員会議）で適宜意思確認をする。

もし、体罰等の事案が発生した場合は、校内支援体制に従い、速やかに対応策について検討する。

(別表1)

月	4月	5月		6月 7月	9月		10月		11月 前半	11月後半	12月後半	1月 後半	2月	3月
		前半	後半		12月前半	1月前半								
終了時刻	18:15	18:30	18:45	18:45	18:15	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	17:15	17:30	17:45	18:00
完全下校	18:30	18:45	19:00	19:00	18:30	18:15	18:00	17:45	17:30	17:15	17:30	17:45	18:00	18:15

(別表2)

陸上競技 (男・女)	軟式野球 (男子)	ソフトテニス (女子)	バスケットボール (女子)	剣道 (男・女)	卓球 (男子)
---------------	--------------	----------------	------------------	-------------	------------